

(仮称) 白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例等施行規則案

令和 年 月 日
規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び白馬村空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例（令和 年白馬村条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 条例第5条第2項の規定による情報提供は、空家等に関する情報提供書（様式第1号）を村長に提出する方法によるほか、口頭その他の方法により行うものとする。

(立入調査等)

第4条 法第9条第2項及び条例第7条第1項の規定による報告の求めは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第9条第2項及び条例第7条第1項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第3号）により行うものとする。

3 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第4号）により行うものとする。

4 法第9条第4項及び条例第7条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第5号）のとおりとする。

(管理不全空家等及び特定空家等の認定)

第5条 条例第8条による管理不全空家等及び条例第10条による特定空家等の認定は、管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（平成27年5月26日付け国住備第62号・総行地

第76号国土交通省住宅局長・総務省大臣官房地域力創造審議官通知）の示す基準の例によるものとする。

（助言又は指導）

第6条 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に関する指導書（様式第6号）により行うものとする。

2 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、特定空家等に関する助言・指導書（様式第7号）により行うものとする。

（意見を述べる機会の手続）

第7条 条例第9条第2項の規定による意見を述べる（以下「弁明」という。）機会の付与は、村長が特に口頭であることを認めた場合を除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出することにより行うものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

3 村長は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、勧告の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 予定される勧告の内容および根拠となる法又は条例の条項

（2） 勧告の原因となる事実

（3） 弁明書の提出先および提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨ならびに出頭すべき日時および場所）

4 前項の規定による通知は、管理不全空家等措置勧告事前通知書（様式第8号）により行うものとする。

（弁明に関する代理人）

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を村長に届け出なければならない。

(勧告)

第9条 法第13条第2項の規定により行う勧告は、管理不全空家等措置勧告書（様式第9号）により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定により行う勧告は、特定空家等措置勧告書（様式第10号）により行うものとする。

(命令に係る事前の通知等)

第10条 法第22条第4項の規定により行う通知は、特定空家等措置命令に係る事前の通知書（様式第11号）により行うものとする。

2 前項の通知書を交付されて、意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、特定空家等措置命令事前通知書に対する意見書（様式第12号）により意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第22条第5項の規定により意見書に代えて公開による意見の聴取を行うことを、特定空家等措置命令事前通知書に対する意見聴取請求書（様式第13号）により請求する場合は、この限りでない。

3 法第22条第6項の規定による公開による意見の聴取を行う場合の同条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第14号）により行うものとする。

4 法第22条第7項による公告は、白馬村公告式条例（昭和31年白馬村条例第1号）第2条第2項の規定による掲示場に掲示する方法により行うものとする。

(命令)

第11条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第15号）により行うものとする。

2 法第22条第13項の規定により行う命令の公示は、標識（様式第16号）により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第12条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 第10条第4項の例による掲示場に掲示する方法
- (2) 白馬村行政公式ホームページへの掲載
- (3) その他村長が必要と認める方法

- 2 前項の規定により公表するときは、あらかじめ公表予告書（様式第 17 号）によりその旨を通知するものとする。
- 3 条例第 12 条第 2 項の規定による意見を述べる機会の付与は、村長が特に口頭であることを認めた場合を除き、公表に係る意見書（様式第 18 号）を提出させて行うものとする。
- 4 公表後は公表通知書（様式第 19 号）により通知するものとする。

（行政代執行）

第 13 条 法第 22 条第 9 項の規定による行政代執行を行う場合の行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定による戒告は、戒告書（様式第 20 号）により行うものとする。

- 2 前項の場合における行政代執行法第 3 条第 2 項の規定による通知は、代執行令書（様式第 21 号）により行うものとする。
- 3 第 1 項の場合における行政代執行法第 4 条の規定による責任者である身分を示す証明書は、執行責任者証（様式第 22 号）とする。
- 4 行政代執行法第 5 条の規定により行う代執行に要した費用に係る納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第 23 号）により行うものとする。

（略式代執行等）

第 14 条 法第 22 条第 10 項の規定による代執行（以下「略式代執行」という。）を行う場合における、事前の公告は、略式代執行の実施に係る公告（様式第 24 号）により行うものとする。

- 2 前項の公告は、第 10 条第 4 項の例による掲示場に掲示する方法のほか、白馬村行政公式ホームページに掲載するものとする。
- 3 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、略式代執行及び法第 22 条第 11 項に規定する代執行（以下「緊急代執行」という。）について準用する。
- 4 略式代執行の費用は、所有者等が判明したときに、法第 22 条第 12 項の規定により準用される行政代執行法第 5 条の規定により、当該空家等の所有者等に納付を命ずるものとする。

（代行措置）

第 15 条 条例第 13 条第 1 項に規定する申出は、代行措置に関する申出書（様式第 25 号）により行うものとする。

2 村長は、前項による申出があったときは、その可否を決定し、命令代行措置決定（却下）通知書（様式第 26 号）により、当該申出を行った所有者等に通知するものとする。

3 条例第 13 条第 4 項の規定により所有者等から同意を得る事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代行措置の内容
- (2) 行措置に係る費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他村長が必要と認める事項

4 村長は、前項に規定する事項について所有者等から同意を得るときは、代行措置に関する同意書（様式第 27 号）の提出を受けるものとする。

（緊急安全措置）

第16条 条例第14条第1項に規定する最小限度の措置は、民法（明治29年法律第89号）第720条に規定する村民等の権利又は法律上保護される利益を防御するために行う次の各号に掲げる措置とする。

- (1) 近隣住民等に危険を知らせる看板等の設置
- (2) 侵入防止のためのバリケード等の設置及び開口部を閉鎖する措置
- (3) 剥離し、又はそのおそれがあるトタン、建築資材等の除去及び応急的な補強
- (4) 建築資材等の飛散又は崩壊による隣家等への危険の排除措置
- (5) 防護ネットの設置及びシートで覆う等の措置
- (6) 道路等へはみ出した樹木の枝葉等を除去する措置
- (7) 病虫害を駆除する措置
- (8) その他村長が必要と認める措置

2 条例第 14 条第 2 項（条例第 15 条において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 28 号）とする。

3 条例第 14 条第 3 項（条例第 15 条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、緊急安全・軽微な措置実施通知書（様式第 29 号）により行うものとする。

4 条例第 14 条第 4 項（条例第 15 条において準用する場合を含む。）の規定により費用を徴収するときは、緊急安全・軽微な措置費用請求書（様式第 30 号）により、当該空家等の所有者等に請求するものとする。

（軽微な措置）

第 17 条 条例第 15 条の規則で定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生（簡易なものに限る。）
- (4) 草刈り
- (5) 樹木の枝の切除
- (6) 堆積し、又は放置されている物品等の移動
- (7) 消臭、防臭又は殺虫のための薬剤の使用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で村長が必要と認めるもの

（通常の代執行、略式代執行又は緊急代執行に係る督促及び滞納処分）

第 18 条 村長は、第 13 条第 4 項の規定による費用（以下この条において「代執行費用」という。）が納期限までに納入されないときは、白馬村債権管理条例施行規則（令和 4 年白馬村規則第 30 号）第 7 条の規定に基づき、納期限後 20 日以内に、書面により督促を行うものとする。

2 村長は、前項の督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに当該督促に係る収入金が納入されていないときは、代執行法第 6 条第 1 項の規定に基づき、国税滞納処分の例により滞納処分を行わなければならない。

3 前項の場合において、空家等対策に関する事務に従事する白馬村職員及び白馬村税条例（昭和 35 年条例第 5 号）第 2 条第 1 号の徴税吏員を代執行費用徴収職員とし、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 費用の徴収のための質問又は検査及び調査に関すること。

(2) 費用の滞納処分に関すること。

- 4 代執行費用徴収職員は、前項各号の事務を行うときは、白馬村債権管理条例施行規則第 18 条第 1 項に規定する徴収職員証又は村税に関する規則（昭和 55 年白馬村規則第 6 号）第 5 条に規定する税吏員証を常に携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

（緊急安全措置に係る督促及び民事訴訟手続）

第 19 条 村長は、第 16 条第 4 項の規定による費用が納期限までに納入されないときは、前条第 1 項の例により督促を行うものとする。

- 2 村長は、前項の督促に係る収入金が納入されていないときは、白馬村債権管理条例（令和 4 年白馬村条例第 24 号）第 8 条の規定により、民事訴訟手続による強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとるものとする。

（その他）

第 20 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

